

小布施町耐震改修促進計画（Ⅲ期）

令和3年4月 策定

小布施町

目 次

はじめに

1	計画の目的	1
2	本計画の位置づけと町防災計画との整合	1
3	計画期間等	1
4	耐震化の必要性	1
5	本計画の対象とする建築物	3

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1	想定される地震の規模、想定される被害の状況	4
2	耐震化の現状	12
3	耐震改修等の目標の設定	16
4	公共建築物の耐震化の目標等	20

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	22
2	耐震診断及び改修の促進を図るための支援策	23
3	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	24
4	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	25
5	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	26

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1	地震ハザードマップの作成及び公表	27
2	相談体制の整備及び情報提供の充実	27
3	パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催	27
4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	27
5	町内会との連携	28
6	耐震改修促進税制等の周知	28
7	各種認定制度による耐震化の促進	28

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1	法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携	29
2	建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携	29

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	30
2	その他	30
	別表1	31
	別表2	32

はじめに

1 計画の目的

小布施町耐震改修促進計画（Ⅲ期）（以下「本計画」という。）は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと町防災計画との整合

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定により策定するものです。

また、町防災計画との整合を図り、耐震化するために、必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

○「小布施町地域防災計画」

小布施町地域防災計画の震災対策編において、第2章 災害予防計画第1節 地震に強いまちづくりの中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物の附属物の落下対策及びブロック堀等の安全化等を図る。

こととされています。

3 計画期間等

本計画では、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とし、前計画（平成28年3月策定）を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、近年も平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生しました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震に

については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。



(H23.3)

長野県北部の地震



(H23.6)

長野県中部の地震



(H26.11)

長野県神城断層地

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

(ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

(イ) 建築物に関する指導等の強化として、

a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

d 倒壊の危険性が高い特定建築物については、建築基準法による改修命令等が追加されました。

イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」〔中央防災会議決定（H17）〕）の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な甚大・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

(ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホー

ム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
(イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第4条の通行障害建築物に、建物に付属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

(2) 特定建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表－1参照、以下「多数の者が利用する特定建築物」という）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する、一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物

(3) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組めます。

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(3)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウに関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して発生する想定される地震が報告されています（表1-1、図1-1）。

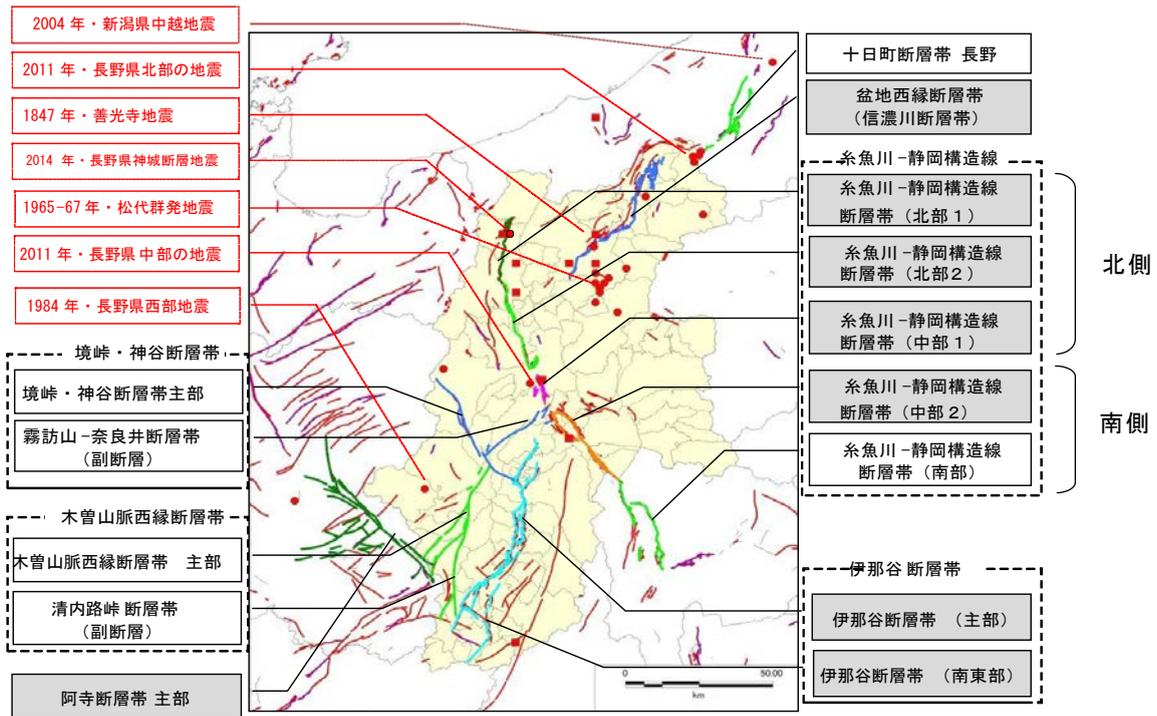
また、震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています（表1-2）。

（表1-1）想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M _j	M _w	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4 ケース
	糸魚川－静岡構造線断層帯 の地震	全体	文部科学省研究開発局 ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベ ースモデル
		北側		84	8	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8	7.3	4 ケース
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2 ケース
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2 ケース
境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7	4 ケース	
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	—	8	8	1 ケース
	南海トラフ巨大地震	基本ケース	内閣府(2012)	—	9	9	1 ケース
	南海トラフ巨大地震	陸側ケース	内閣府(2012)	—	9	9	1 ケース

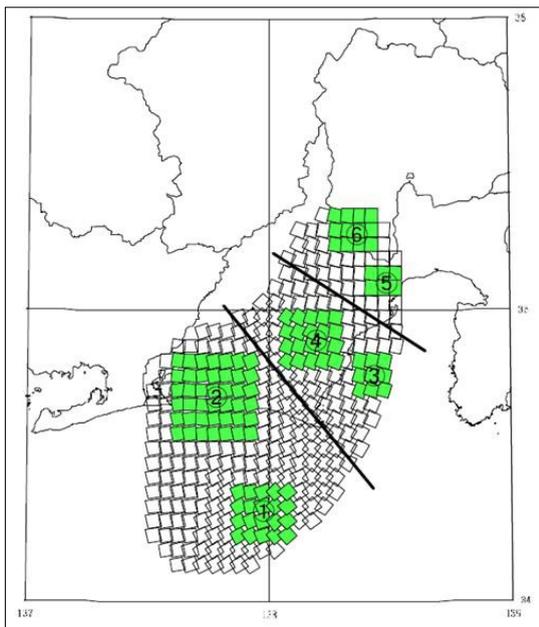
（注）気象庁マグニチュード（M_j）とモーメントマグニチュード（M_w）について
断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_j）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。
M4～M8の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部員（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



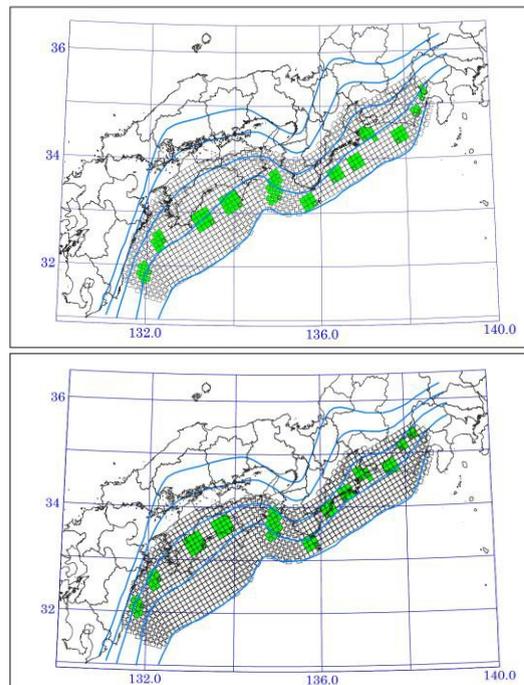
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図 1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第 3 次長野県地震被害想定調査報告書)



□ : 小断層 ■ : 強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図 1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル 内閣府(2012)(上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。 (北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。 (南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 H28.1 地震調査研究推進本部による。

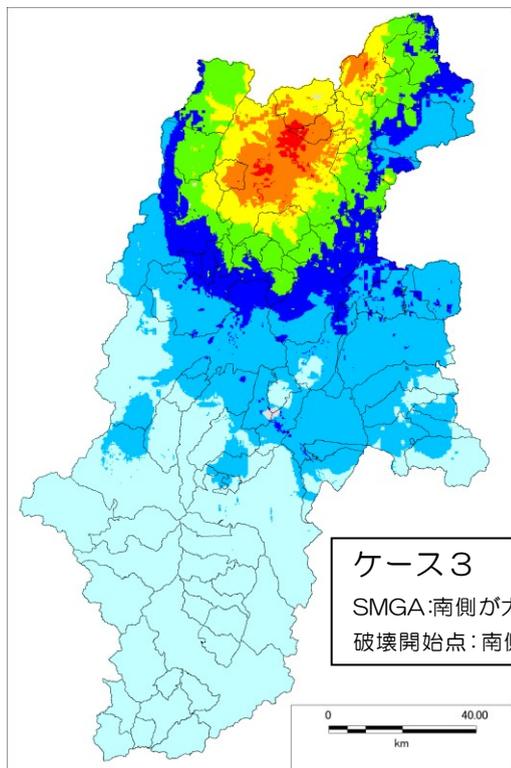
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

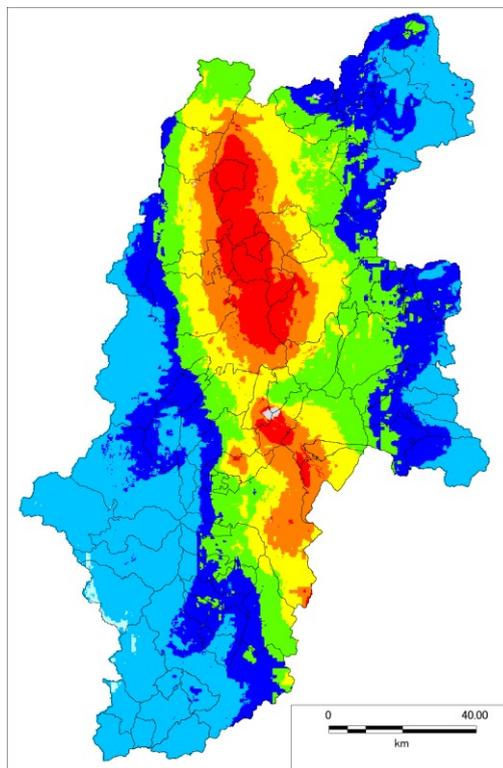
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

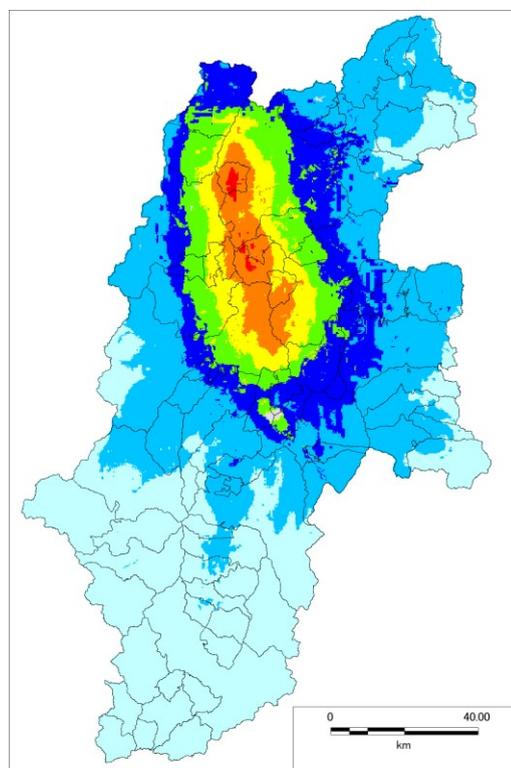
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



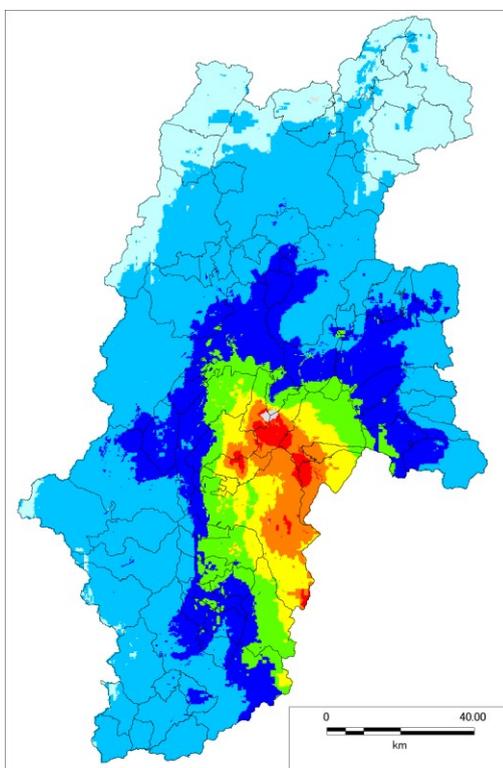
(図1-4)長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-5)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体:Mj8.5)

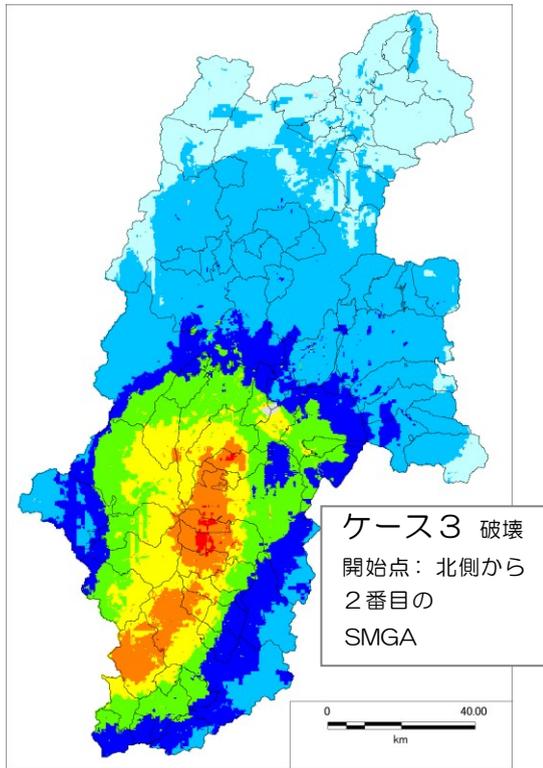


(図1-6)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側:Mj8.0)

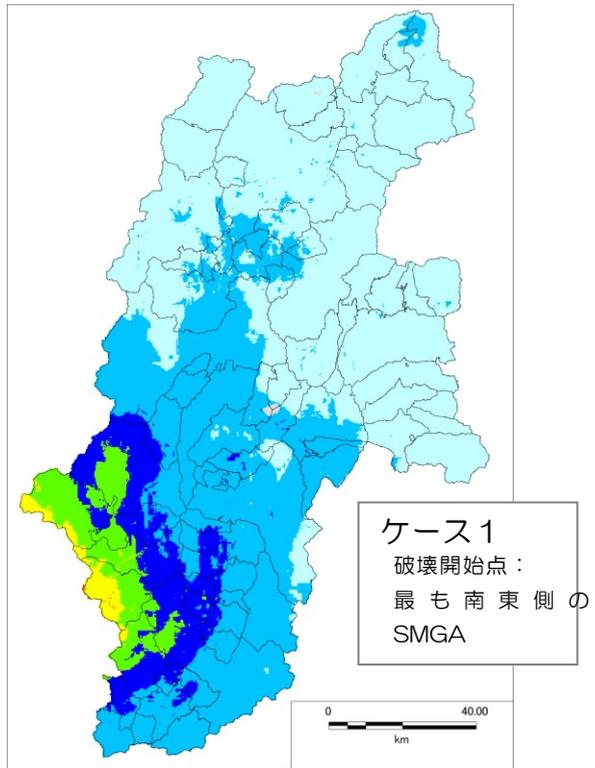


(図1-7)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側:Mj7.9)

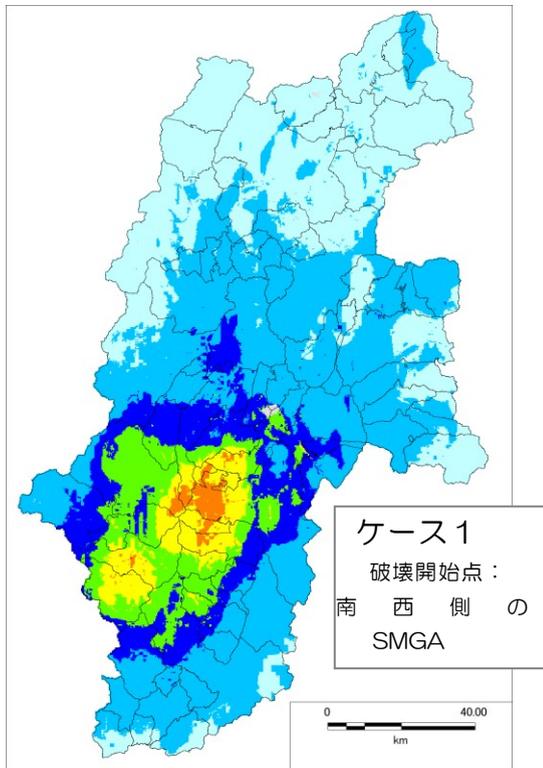




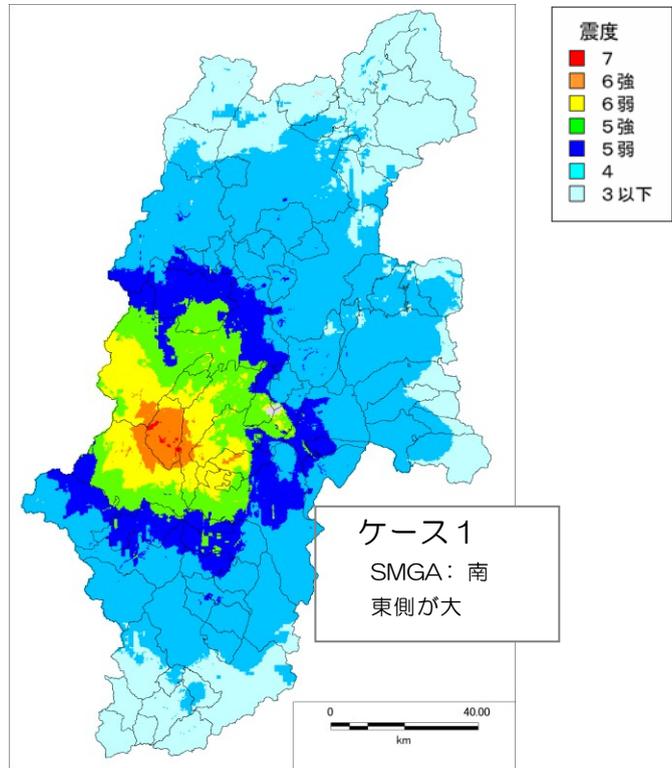
(図1-8) 伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9) 阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布

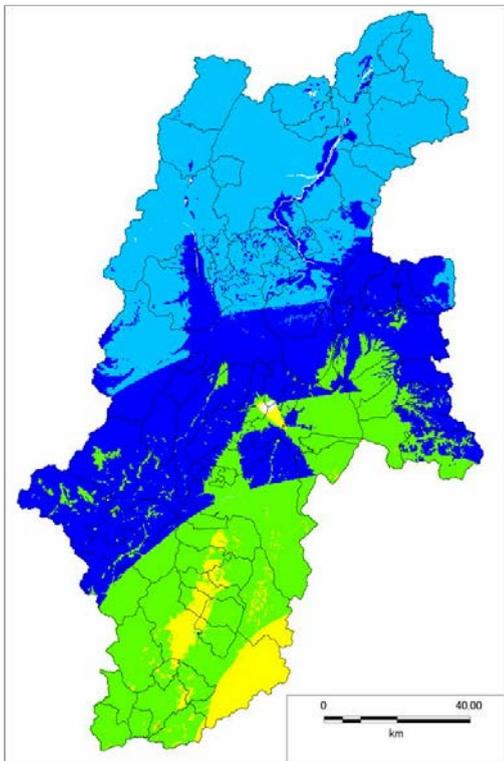


(図1-11) 境峠・神谷断層帯
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

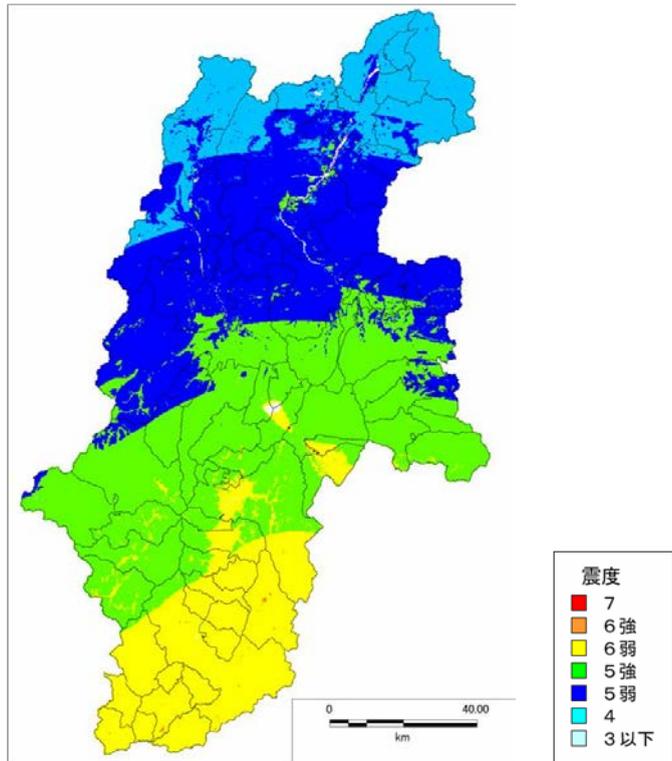


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12)経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13)経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3)被害想定(建築物被害)

(単位:棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西緑断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,430
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	—	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	—	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	—	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曾山脈西緑断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460	
海溝型地震	想定東海地震		—	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震	基本ケース	—	冬18時	強風時	190	1,470
	南海トラフ巨大地震	陸側ケース	—	冬18時	強風時	2,260	20,420

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

(表1-4)被害想定(人的被害)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西緑断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	5,600 (5,360)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西緑断層帯(主部北部)の地震		270 (270)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (160)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260
海溝型 地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震	基本ケース	30 (20)	590 (580)	140 (140)	4,140
	南海トラフ巨大地震	陸側ケース	150 (100)	3,700 (3,630)	1,800 (1,760)	29,840

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

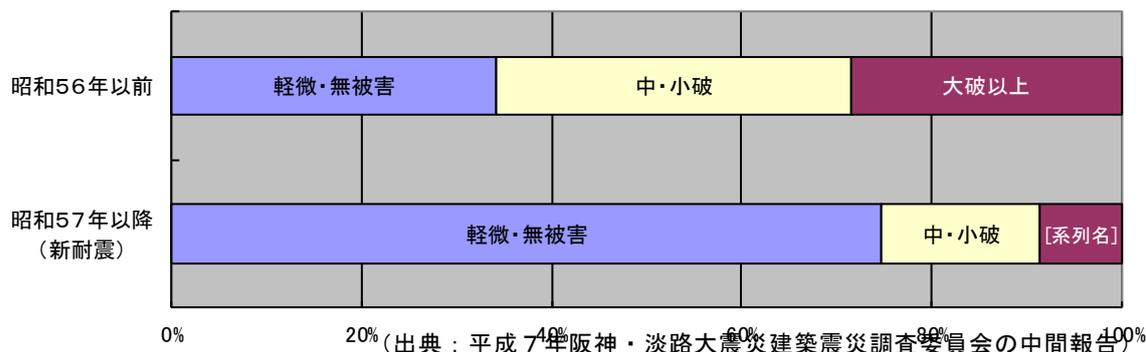
※ ()内は建築物倒壊による死者数等。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものは約 2/3 に達しています。）。

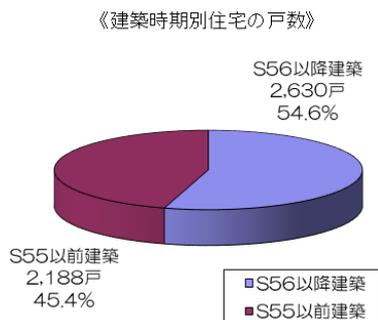
《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



(2) 建築時期別の住宅の状況等

令和 2 年の「固定資産の価格等の概要調書」によると、町内の住宅総数は、4, 818 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、2, 188 戸(注 1)で全体の 39.7% を占めています。(表-5)

(表-5) 建築時期別住宅戸数 (単位：戸)



住宅総数	4, 818
うち昭和 55 年以前建築	2, 188 (45. 4%)
うち昭和 56 年以降建築	2, 630 (54. 6%)

(出典：R2 固定資産の価格等の概要調書)

(注 1) 固定資産の価格等の概要調書のエクセルデータより集計

持ち家は4,177戸あり、全住宅に占める割合は86.7%で、そのうちの約4割にあたる1,897戸(注2)が昭和55年以前に建築されています(表一6)。

(表一6) 持ち家の建築時期別住宅数 (単位：戸)

	住宅戸数	構成比	うち昭和55年以前建築戸数	
			住宅戸数に対する割合	
持ち家	4,177	86.7%	1,897	45.4%

(出典：H22 国勢調査)

(注2)住宅総数(うち昭和55年以前建築)に持ち家の占める割合86.7%を乗じて算出

また、町では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成18年度から、住宅耐震診断事業を実施してきました。(表一7)。

(表一7) 耐震診断・改修の実績 (単位：戸)

耐震診断	H18~H28	H29	H30	R元	R2	合計
住宅	275	6	7	1	3	292
避難施設	20	—	—	—	—	20
小計	295	6	7	1	3	312
耐震改修	H18~H28	H29	H30	R元	R2	合計
住宅	12	3	—	—	—	15
避難施設	16	—	—	—	—	16
小計	28	3	—	—	—	31
合計	323	9	7	1	3	343

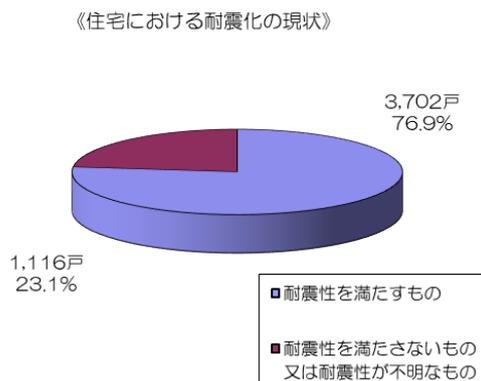
※上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断を合わせた件数

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有していると推計される住宅数を加えると 3, 702 戸(注 3)となり、町内における住宅の耐震化率は、現状で 76. 8%と推計されます(表 8-1)。

(表 8-1) 住宅における耐震化率の現状(単位: 戸)

(出典: R2 固定資産の価格等の概要調書から推計)



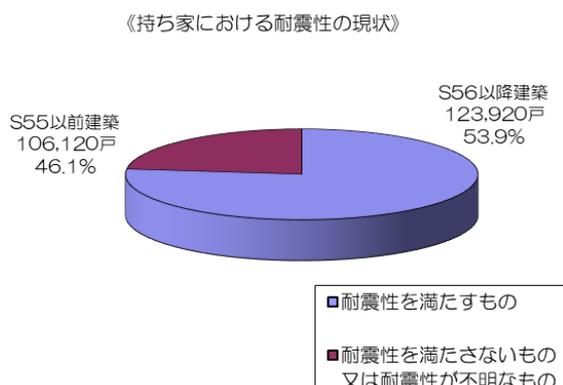
住宅総数 (a)	4, 818
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	3, 702
耐震化率 (c=b/a)	76. 8%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	2, 630
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	2, 188
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	831
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	241
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	1, 116

※ 昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直された(新耐震基準)ため、昭和 56 年以前と昭和 57 年以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が 5 年ごとに実施されており、昭和 55 年と昭和 56 年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています(以下同じ)。

また同様に、持ち家についてみると、昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 3, 210 戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状で 76. 8%と推計されます(表 8-2)。

(表 8-2) 持ち家における耐震化率の現状(単位: 戸)

(出典: H27 固定資産の価格等の概要調書から推計)

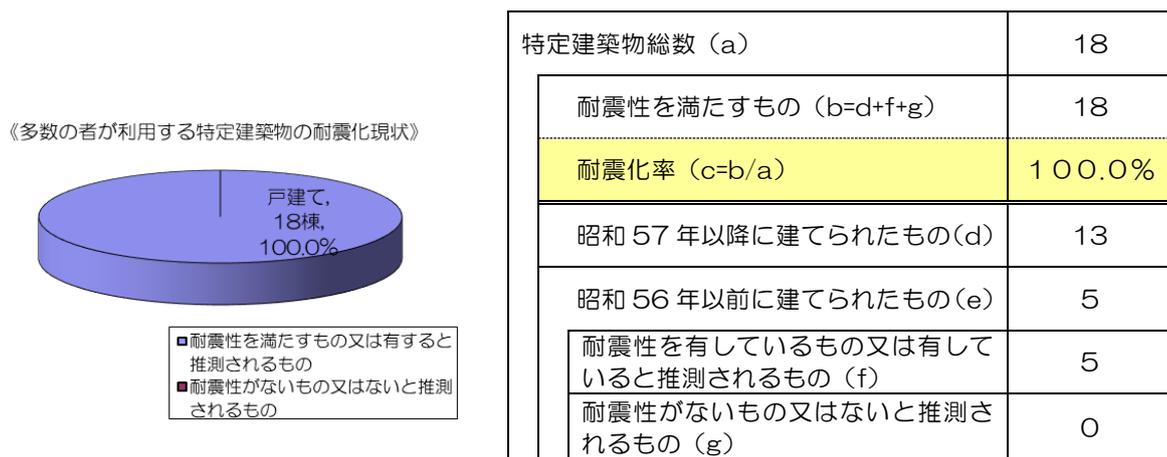


持ち家総数 (a)	4, 177
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	3, 210
耐震化率 (c=b/a)	76. 8%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	2, 280
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	1, 897
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	721
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	209
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	967

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

町内に、多数の者が利用する特定建築物（町有施設を含む）は 18 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築されたもの 5 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは 5 棟あり、昭和 57 年以降に建築されたもの 13 棟を加えた、18 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で 100.0%と推計されます（表 9-1、9-2）。

（表 9-1）特定建築物における耐震化率の現状（単位：棟）



（表 9-2）多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（詳細）

（単位：棟）

多数の者が利用する特定建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
令和 2 年における棟総数 (a)	1	7	1	2	7	18
耐震性を満たすもの (b=d+f)	1	7	1	2	7	18
耐震化率 (c=b/a)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	0	3	1	2	7	13
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	1	4	0	0	0	5
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	1	4	0	0	0	5
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0	0	0	0	0	0

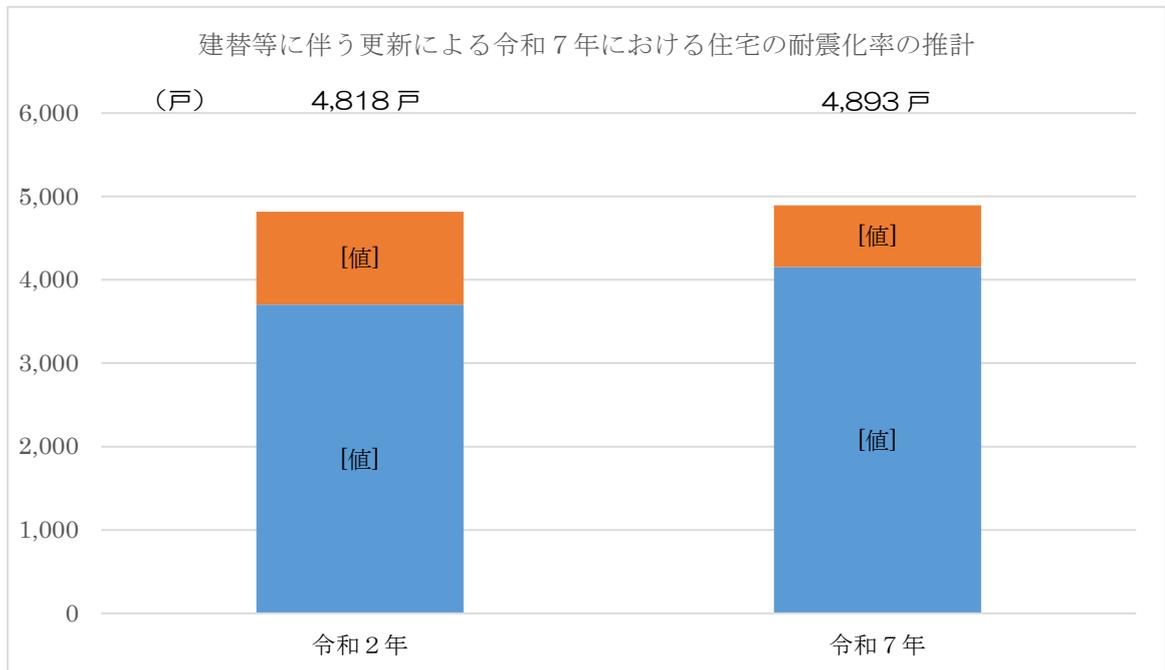
3 耐震改修等の目標の設定

(1) 建替等に伴う更新による耐震化率の推計

今後の5年間に於いても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却により、耐震性を満たさない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上します（以下「建替等に伴う更新」という。）。

これまでの建替え等の動向を踏まえ、これまでと同じペースで建替え等が推移とした場合の令和7年時点における住宅の耐震化率(注3)を推計します（表-10）。

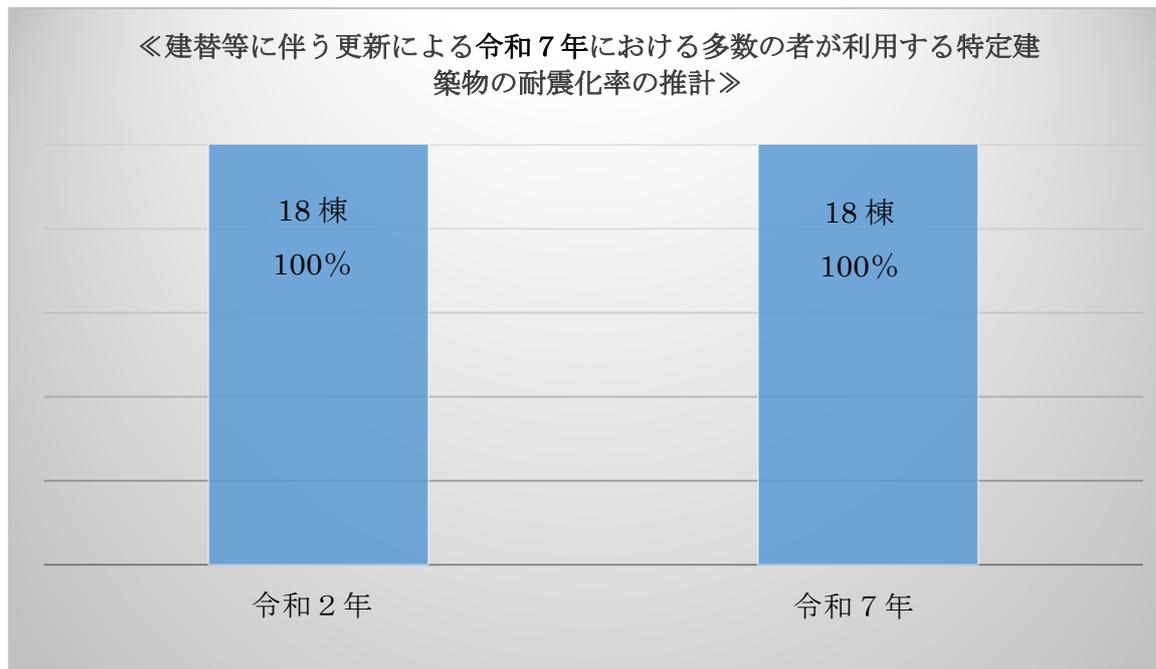
(注3) 前計画の小布施町耐震改修促進計画(Ⅱ期) 参考



(表-10) 建替等に伴う更新による令和7年における住宅の耐震化率の推計 (単位: 戸)

	令和2年	令和7年
住宅の総数 (a)	4,818	4,893
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	3,702	4,154
耐震化率 (c=b/a)	76.8%	84.9%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	2,630	2,955
昭和55年以前に建てられたもの (e)	2,188	1,938
耐震診断結果が耐震上支障がないとされるもの (f)	831	929
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	241	270
耐震性が不十分なもの (h)	1,116	739

また、同様にこれまでと同じペースで建替え等が推移した場合の令和7年時点における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を推計します（表－11）。



（表－11）建替等に伴う更新による令和7年における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の推計（単位：棟）

多数の者が利用する特定建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
令和2年における棟総数（a）	1	7	1	2	7	18
令和7年における総棟数（推計値）（b）	1	7	1	2	7	18
耐震性を満たすもの（c=e+g）	1	7	1	2	7	18
耐震化率(d=c/b)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
昭和57年以降に建築された棟数（e）	0	3	1	2	7	13
昭和56年以前に建築された棟数（f）	1	4	0	0	0	5
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの（g）	1	4	0	0	0	5
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（h）	0	0	0	0	0	0

(2) 耐震化率の目標の設定

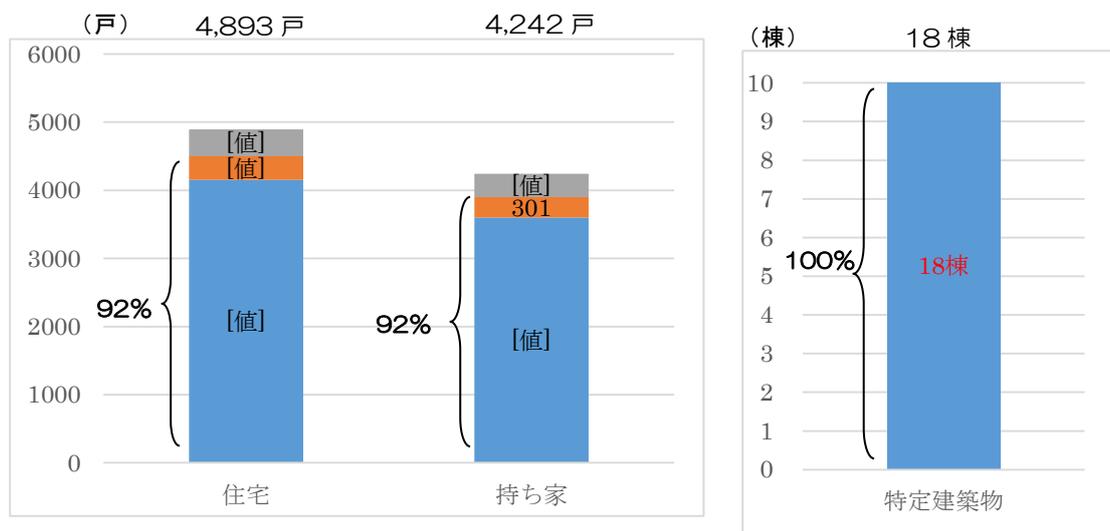
国の基本方針において、「住宅及の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にするとともに、令和7年までに「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」ことを目標としています。県計画の耐震化率の目標並びに本町において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、令和7年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を92%とします。

イ 多数の者が利用する特定建築物については、耐震化率の目標を100%とします。

目標の達成に向けては、今後5年間で建替等に伴う更新による実施数に加え、町民に対する周知や施策の推進により、住宅にあっては348戸の、持ち家にあっては301戸の、多数の者が利用する特定建築物にあっては0棟の耐震改修が必要になります。

(表-12、13)



■ 耐震性改修が不十分なもの
 ■ 耐震改修が必要なもの
 ■ 耐震性を満たすもの

(表-12) 令和7年における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

	住 宅	
		持ち家
令和2年における住宅総数 (a)	4,818	4,177
耐震性を満たすもの (b)	3,702	3,210
耐震化率 (c=b/a)	76.8%	76.8%
令和7年における住宅総数の推計値 (d)	4,893	4,242
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和7年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (建替等に伴う更新による) (e)	4,154	3,602
建替等に伴う更新による令和7年における耐震化率 (f=e/d)	84.9%	84.9%
目標 (92%) を達成するために令和7年時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	4,502	3,903
令和7年までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	348	301
令和7年における耐震化率の目標 (i=g/d)	92.0%	92.0%

(表-13) 令和7年における特定建築物の耐震化率の目標

(単位：棟)

	多数の者が利用する特定建築物
令和2年における棟総数 (a)	18
耐震性を満たすもの (b)	18
耐震化率 (c=b/a)	100.0%
令和7年における棟総数の推計値 (d)	18
建替え等がこのままの状況で推移した場合、平成32年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (建替等に伴う更新による) (e)	18
建替等に伴う更新による令和7年における耐震化率 (f=e/d)	100.0%
目標 (90%) を達成するために令和7年時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)	18
令和7年までに耐震改修が必要な棟数 (h=g-e)	0
令和7年における耐震化率の目標 (i=g/d)	100.0%

4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校は避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち町有施設（以下「町有施設」という。）にあつては、現在耐震化を進めた結果、平成28年3月1日現在100%となっています。

(1) 町有施設の耐震化の現状

現在、町有施設のうち災害拠点施設等（町営住宅を除く。以下同じ。）は19棟あり、そのうち昭和56年以前に建てられたものが8棟（構成比42.1%）で、耐震診断後、平成11年度までに耐震改修をしたもの8棟と、昭和57年以降に建てられた11棟を加えた19棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は100.0%です。

（表-14）町有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標

（単位：棟）

建築物の分類	本庁舎、	小中学校、 体育館	病院、 診療所	社会福祉 施設等	左記以外の 用途	合 計
総棟数 (a=d+e)	1	8	0	6	4	19
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	1	8	0	6	4	19
耐震化率 (c=b/a)	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	0	4	0	4	3	11
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	1	4	0	2	1	8
耐震性を有するもの 又は有すると推測されるもの (f)	1	4	0	2	1	8
耐震化が必要なもの (g) ※	0	0	0	0	0	0

※ 上記、耐震化には、除却・改築等を含む。

(3) 町営住宅の耐震化の現状

町有施設のうち町営住宅は、1団地、50戸、14棟を管理しています（平成28年3月1日現在）。町営住宅は、平成9年以降に建築されているため、すべて耐震性が確認されています。今後も適正な維持管理に努めます。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図2-1）

ア 住宅や建築物の所有者

現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。また、町内には比較的大きな住宅が多く、補強工事の負担感が大きい又は優先順位が低いといった課題があります。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ 建築関係団体等

建築団体やNPOにあっては、県民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

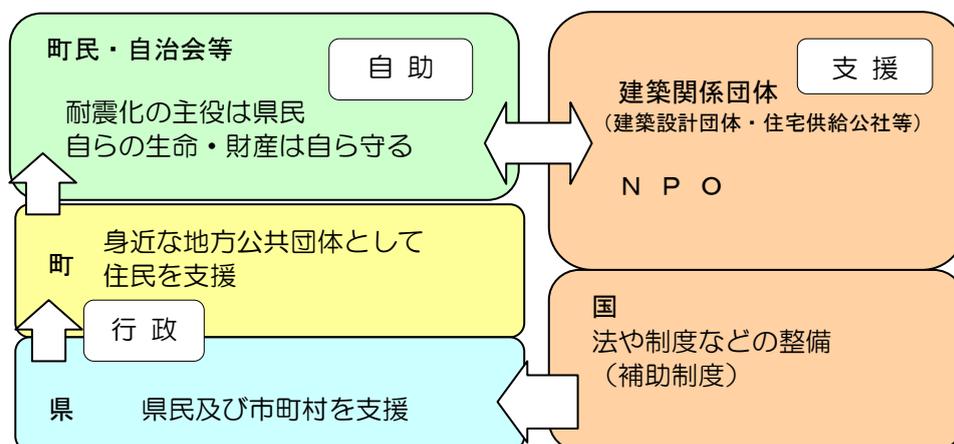
ウ 町

町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

エ 県

県は所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

（図-2）耐震化を推進するための役割分担（イメージ）



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 補助事業等の実施

ア 住宅に関する支援

町においては、住宅の耐震化を促進するため、平成18年度から、住宅耐震診断事業（補助事業）を実施してきました。今後も町民が住宅の耐震化に関する支援策を受けられることができるよう、県と連携しながら、継続的に昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修に対する支援をしていきます。（表－15）。

また、地震時、家具の転倒によりケガをしたり、逃げ遅れたりすることがないように、地震被害軽減対策として家具の転倒防止器具の周知を図っていきます。

（表－15）事業の概要（令和2年度現在）

区 分	耐震診断	耐震改修（補強）
対象建築物	◇昭和56年以前の住宅	
助成内容	市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修（補強）工事に要する経費に助成
補 助 対象経費	◇精密診断 6.5万円/戸	改修工事費の8割 （補助限度額 100万円/戸）
補 助 率	国 : 1/2 県 : 1/4 町 : 1/4	国 : 40% 県 : 20% 町 : 20% 所有者 : 20%

イ アクションプログラムの策定による取組支援

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、町では、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）の策定をし、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取組の強化を推進します。

ウ 安価な耐震改修工法等の普及

住宅の耐震改修を行いやすくなるためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県建築物構造専門委員会」による評価された新たな耐震補強工法（耐震金物）等に関して、町民に周知していきます。

また、評価結果については、県のホームページで公表しています（表－16）

（表－16）

長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震補強工法等（R2.4.1現在）	（一財）日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けいている工法
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口など構造用合板補強工法
	その他の耐震補強工法等 3件

エ 建替え、住替えの促進

耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替えや住替え等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は約 40 年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

オ 多数の者が利用する建築物等に関する支援

住宅に加え、避難施設となる建築物、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら、今後、耐震診断等に対して支援していきます（表－17）。

（表－17）支援事業の枠組み

住宅以外の建築物	避難施設となる建築物の支援
	多数の者が利用する建築物に対する支援（検討）
	緊急輸送道路等沿道建築物に対する支援（検討）

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方を提案することが望まれます。

(1) 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、従来の啓発パンフレットの配布や広報紙の活用による周知のほか、所有者へのダイレクトメールや個別訪問等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組を推進します。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法、耐震改修促進税制に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

ア 耐震診断士の養成

町の「住まいづくり相談」では、耐震改修等に関する相談にも対応します。

また、住宅・建築物耐震改修等事業の実施に際し、県では耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します（表－18）。

(表-18)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数 (R2.3.31 現在)	2, 538名
-------------------------------	---------

イ 改修事業者の技術力向上

県では木造住宅の耐震改修に関わる大工、工務店、建築士、行政職員等を対象として、安価な耐震改修工法を理解するとともに、実例・演習を通じて各工法の合理的な使い方や住宅所有者に配慮した設計・施工のポイントを習得することを目的とした「木造住宅耐震リフォーム達人塾」講習会等を継続的に実施していきます。また、住宅所有者が容易に施工者を探せる仕組みづくりとして、県のホームページに掲載される講習を履修した事業者情報一覧の紹介などを行っていきます(表-19)

(表-19)

木造住宅耐震リフォーム達人塾の受講者数(R2.3.31 現在)	489名
---------------------------------	------

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。今後も建築物防災週間等の機会をとおして、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。また、県及び町の相談窓口において、所有者向けの安全点検チェックポイントによる技術面の助言等により、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

(2) ガラス・天井の落下防止対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

現行の基準に合っていないものに対しては、改修を行うよう引き続き、指導・啓発等を進めていきます。

(3) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防部局と連携して進めます。

(4) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を周知・促進します。

(5) 宅地の耐震対策

宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、宅地の耐震対策を周知・促進します。

5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、災害危険住宅対策事業等を活用し、安全な住宅への建替や移転による耐震化を推進します（表－２０）。

（表－２０）事業の概要

区 分		【事業名】概 要	補 助 率		
			国	県	市町村
危険住宅の移転等 除却、新築・移転先 の土地の購入等	除却補助 ・ 利子補給	【災害危険住宅対策事業】 危険住宅を除却し、安全な 住宅の建て替えの促進	1/2	1/4	1/4

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は町において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

町においては、「住まいづくり相談」により、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行います。

また、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより有効であることから、耐震診断未実施の所有者に対するダイレクトメール等による啓発、耐震診断支援をした所有者に対しては、診断結果報告時等の機会をとらえ、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等を合わせて行うことを推進します。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の簡易耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県では、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなどの出前講座等を行うとともに、住民に身近な地区公民館などでも出前講座を実施します（表-21）。

（表-21）出前講座の事例

実施先	概要
自主防災組織 学校、自治会等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修や水回りの更新、バリアフリー工事等の各種リフォーム工事、空き家対策と連携した古民家リノベーション等による空き家の利活用時に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォームに併せた耐震改修を誘導します。

また、広報や「住まいづくり相談」の活用を推進し、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 町内会等との連携

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険個所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、関係機関と連携し、啓発や必要な支援を行います。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和2年4月現在）。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

7 各種認定制度による耐震化の促進

平成25年の法改正により、建築物の耐震化を円滑に進めるための促進策が講じられました。これら制度を積極的に活用して、耐震化を促進します。

(1) 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率の特例（法第17条）

法改正により、認定を受けることのできる耐震改修工法の拡大が図られるとともに、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、耐震改修計画の認定を受けることにより、容積率や建蔽率の特例措置が認められ、建築物の円滑な耐震化を図ります。

(2) 建築物の地震に対する安全性の認定・表示制度（法第22条）

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物の所有者は、その建築物や広告等に認定を受けた旨を表示することができます。

この認定制度は建築物の所有者からの申請に基づく任意のものであるため、表示がされていないことをもって、建築物が耐震性を満たさないこととはならないことについて正しく周知するとともに、公共建築物については表示制度を積極的に活用し、制度の周知を図ります。

(3) 区分所有建築物の議決要件の緩和（法第25条）

耐震性が確保されていない区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。これにより、区分所有法による共有部分の変更議決要件が3/4から1/2に緩和されます。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本町においても町内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します（表-21）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。
- (2) 指 示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。
- (3) 公 表：広報やホームページへの登載、各建設事務所等へ掲示。

（表-21）

区 分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定既存耐震不適格建築物 （法第14条、法15条第1項）	特定既存耐震不適格建築物 （法15条第2項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合	—
	一定の既存耐震不適格建築物 （法第16条第1項、第2項）	—	—	—

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

- (1) 県計画においては、所管行政庁が法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁と同じ。）は、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。
- (2) 同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁が建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、県及び関係団体等との協議会の設置について検討します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、5年後に見直すこととします。

別表 1 (多数の者が利用する特定建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
病 院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		階数3以上かつ2,000㎡以上
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		

別表2（要緊急安全確認大規模建築物）

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動上の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	階数3以上かつ5,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル又は旅館	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,500㎡以上
幼稚園、保育所	
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	
自転車車庫その他の自転車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物